

★みんな知ってる？手当・助成の色々！！★

意外と、今まで知らなくて申請すらしていなかったとよく耳にすることも多かったので今回はいろんな手当等についてご紹介したいと思います！

【特別児童扶養手当】

精神または身体に障がいがある児童を看護・養育している人に対し、手当が支給されます。
対象者は20歳未満で、法令で定める程度以上の障がいがある児童を看護する父母、または父母に代わって児童を養育している人に支給資格があります。
但し、児童が施設等に入所している時は支給できません。
1度申請を行うと毎年、現況届を提出するように書類が送られてきますので、出し忘れもないように注意が必要です。



(手当額) 月額1人あたり 1級 51700円
2級 34430円

※国民年金法における等級なので、身体障がい者手帳等の等級とは異なります。
※各区の子育て支援課が窓口です。手帳がなくても該当する場合は支給対象になる場合があるので、もしも申請していないかたは窓口にて尋ねてみてはいかがでしょうか。

【障がい児福祉手当】

日常生活に常時の介護を要する20歳未満の重度障がい児に手当が支給されます。
対象者は、両眼の視力の和が0.02以下の人・両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の人・両上肢あるいは両下肢に著しい障がいまたは廃した人・体幹機能障がいや座ることが出来ない人・内臓機能等に重度の障がいがある人・精神状態に重度の障がい(知的指数20以下程度)のある人《療育手帳A1や精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する人は申請書類の一部を省略することができます》

(手当額) 月額1人あたり 14650円

※毎年2月・5月・8月・11月に各月の前月分まで(3ヵ月分)の手当が請求者の指定した金融機関に振り込まれます。
※所得制限があり、申請者の限度額を超える場合は手当が支給されません。
※申請窓口はお住いの区役所の福祉・介護保険課になります。

【重度障がい者医療費助成制度】

健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額を全額助成します。但し、精神障がいのある人(中学校3年生までを除く)は、精神病床への入院にかかる医療費は助成の対象となりません。

対象者は、福岡市内にお住まいで①身体障がい者手帳1級又は2級の人②療育手帳重度A判定の人③精神障がい者保健福祉手帳1級の人で健康保険に加入している人です。

※3歳未満の乳幼児で、子ども医療の助成を受けることが出来る人は対象にはなりません。
※厚生医療や精神通院医療等の公費負担が適用される人は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額が助成されます。
※入院中の食事、個室代、健康診断等の保険がきかない費用は助成の対象にはなりません。

♥いろんな手当や助成制度について、今後もできる限りご紹介していきたいと思っております。
厚生労働省でも医療的ケア児と家族を支える取組(障がい児通所支援・訪問支援・相談支援)について報告書も公表しているようです。これからも益々、障がいを持つ子どもたち、そして親たちが暮らしやすい世の中になってほしいと心から思います！！